

「電子交換所」設立のご案内

2022年8月9日

全国銀行協会は、これまで全国各地の手形交換所で行ってきた金融機関間の手形・小切手の交換方法を電子化します。これにともない、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を2022年11月に設立します。

現在は、手形・小切手現物での交換業務を行っていますが、「電子交換所」により手形・小切手のイメージデータを送受信することで交換業務を完結できるようになります。

内容については以下掲載のご説明資料をご覧ください。

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客さまの**手続方法等の変更は
ございません**。従来どおり、金融機関に
おいて取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの**手形・小切手も
引き続き利用可能**ですので
ご安心ください。

POINT 3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、**電子記録債権・インターネットバンキング等
の決済手段への移行**をご検討ください。



電子化することで、
こんなに利便性が向上します!

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください!

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環
境配慮やテレワーク対応に向け
た社会的意義を持つとともに、
企業・金融機関の業務効率化に
貢献します。

金融界は、政府で閣議決定され
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



**電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を!**

電子化のメリットは、手形・小切
手をはじめとする書面・押印・対
面手続の省力化や管理コストの
削減など、支払側と受取側双方
にあります。お客さまにおかれ
ましても、電子記録債権の利用およびインターネット
バンキングからの振込といった電子的決済手段への
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

【別添2】

ご確認
ください



手形の交換方法を電子化する

**「電子交換所」
設立のご案内**



**2022年11月から、
手形の交換方法が変わります**

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。



電子交換所の決済開始時期

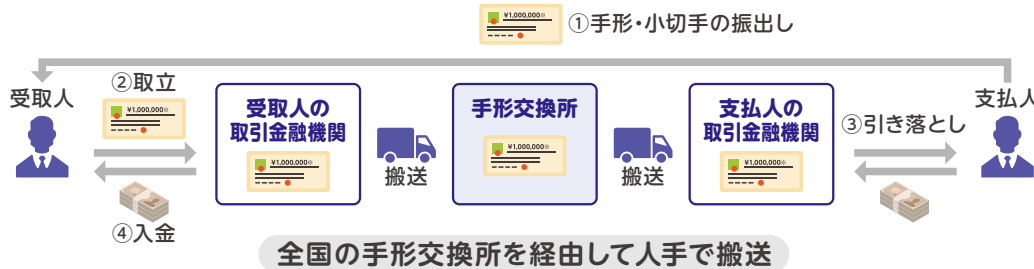
2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

手形交換所における交換
(従来)



全国の手形交換所を経由して人手で搬送

電子交換所における交換



イメージデータを電子交換所を通じて送受信

用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。

2022年8月吉日

お客さま各位



合併前の手形・小切手帳 切り替えのお願い

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年11月から手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」が設立されます。引き続き合併前（島田信用金庫、掛川信用金庫）の手形・小切手はご利用可能ですが、合併後、相当期間が経過しておりますので、甚だ勝手とは存じますが、合併前の手形・小切手帳をお持ちの場合、新しい手形・小切手帳に交換させていただきたく存じます。

なお、交換にあたり、古い手形・小切手帳は回収させていただき、新しい手形・小切手帳を無料にて引き換えさせていただきます。

何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具